

岩手県告示第552号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和7年9月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 一関市萩荘及び盛岡市渋民
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年8月6日から同年12月23日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量